（あっせん・調停委員会委員の要件）

第百三十条　法第二百六十条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　［略］

二　次のイからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

イ・ロ　［略］

ハ　弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）の規定による懲戒処分により弁護士会からの除名の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

ニ～ヌ　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和四年十一月一日から施行する。

（あっせん・調停委員会委員の要件）

第百三十条　法第二百六十条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　［略］

二　次のイからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

イ・ロ　［略］

ハ　弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の規定による懲戒処分により弁護士会からの除名の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

ニ～ヌ　［略］